

## (30) 広島経済大学学生に対するセクシュアル・ハラスメントを防止するためのガイドライン

平成13年7月19日  
制 定

### (理念・目的)

- ・本学のすべての学生は安全な環境で学び、研究し、大学生を送る権利があります。
- ・セクシュアル・ハラスメント（以下「セクハラ」という。）は、教員と学生、先輩と後輩、男女などの力関係の中で生じるものであり、学生の安全な環境を脅かし、人格の尊厳や教育を受ける権利を侵すものです。
- ・本学はセクハラを許しません。本学はセクハラが起こらないような環境作りに努力します。そして、もしセクハラが生じたときは責任を持って対処し、学生を守ります。
- ・このガイドラインは、セクハラを防止あるいは対処するためのルールを定めたものです。

### (定義)

- ・セクハラとは、相手を不快にさせる性的な言動をいいます。
- ・以下のような行為がセクハラにあたります。

#### [発言]

- ・体つきについて品評する。
- ・性的な、または下品な冗談を言う。
- ・個人的な性体験を尋ねたり、自分や他人の経験談などを聞かせる。
- ・意図的に性的な噂（生活の乱れなど）を流す。

#### [行動]

- ・不必要に食事やデートに誘う。
  - ・不必要に自宅までの送迎を強要する。
  - ・不必要に自分の住居や外泊先の自室に呼ぶ。
  - ・執拗につけ回す。
  - ・性的な内容の電話をかけたり、性的な内容の手紙や電子メールを送る。
  - ・身体の一部（肩、背中、髪などすべて）に意図的に触れたり、抱きついたりする。
  - ・性的な関係を強要する。
  - ・以上のような行為を相手が断ると、研究上や部活動などでの指導や評価、成績、進路などで不利な扱いをする。あるいは、そうする意味のことを相手に伝える。
  - ・異性であるという理由だけで、性格や能力、行動などにおいて劣っているなどと決めつけたり、それに基づいた行動をとる。
  - ・ヌードポスターなどを掲示する。
- ・ある行為がセクハラに当てはまるか否かは、行為者の意図（親しみを表すため、軽い冗談など）には関係なく、もっぱらその行為が相手を不快にさせるかどうかによって判断されます。また、被害の場所は学内だけでなく、コンパやクラブ活動の場など、学外も含まれます。

### (相談)

- ・セクハラについての相談に大学は応じます。
- ・相談窓口は、学生相談室、保健室などです。相談員は男性、女性の両方がいます。またセクハラについての専門的な研修を受けています。
- ・あなたが行きやすい窓口、相談員のところに行ってください。（写真、氏名はポスターに）
- ・1人で行きにくいときは、親しい友人などといっしょでもかまいません。
- ・手紙、電話、ファックスなどでも受けつけます。（連絡方法はポスターに）
- ・匿名で相談することもできます。
- ・相談員は、あなたの名誉やプライバシーを徹底して守りますので、安心して相談してください。
- ・相談員は、あなたの立場に立ち、親身になって相談の内容に耳を傾けます。
- ・相談員は、相談内容がセクハラにあたるかどうかを判断し、あなたに知らせます。
- ・相談内容がセクハラにあたる場合、どのような解決方法があるかをあなたに知らせます。
- ・解決方法としては、①相談員に話す（相談）、②加害者への意思表示、③加害者との話し合いを求める（調停申立て）、④加害者に対しての措置を求める（苦情申立て）などがあります。
- ・あなたがどのような解決方法を取るかは、自分の意志で決めることができます。相談員はその方法を決めるためのお手伝いをします。
- ・相談の段階では、あなたの名前や相談の内容について他に伝えることはありません。

### (調停申立て、苦情申立て)

- ・あなたが調停申立てや苦情申立てをするときには、相談員が学長にその旨を伝えます。その後内容を調査

委員会に報告します。

- ・調査委員会は、学長や相談員とは独立した組織で、公正・中立の立場で、事実関係を調査したり、調停を行ったり、処分案や防止策を作ったりするところです。
- ・調査委員会のメンバーは男性、女性の両方からなります。学外の弁護士もいます。また、加害者やその関係者など、あなたと利害関係にある者は調査委員会のメンバーにはなりませんので安心してください。
- ・調査は調査の開始後、原則として1ヶ月以内に終了します。
- ・苦情申立ての場合は、調査の結果をもとに、処分案や防止策（訓告、謝罪、カウンセリングおよび研修義務、仕事の制限、減給、停職、解雇）が調査委員会から学長に提出されます。

(処分)

- ・学長は処分案をもとに、処分を決定します。
- ・学長は処分結果をあなたに知らせ、また教職員および学生に公表します。

(その他)

- ・調査等の進行状況をあなたに知らせます。
- ・あなたの心理的ケアが必要なときは、カウンセリングを受けたり、医療機関の紹介を受けることができます。
- ・上記のすべての過程において、あなたがどのように考え、何を求めているのかを確認しながら行なっていきます。したがってあなたの了解なしにものごとを進めるということは決してありません。
- ・もし、あなたが上記の経過や結果に不服な場合は、相談員を通じて学長に不服申立てをすることができます。
- ・相談、意思表示、調停申立て、苦情申立てをしたり、調査への協力をしたことによって、あなたが不利益な扱いを受けることはありません。もし、そのようなことが生じたときは、大学として厳しく対処します。
- ・あなたが故意に嘘の発言をした場合は、あなたも処分の対象となることがあります。

### セクシャル・ハラスメントの対処の流れ

